

エンディングサポート(終活支援) に関する 相談弁護士紹介制度

エンディングサポートとは？

社会的な関心が高まっている「終活」とは、自分らしい人生の最期を迎える準備をするための活動です。治療や介護、財産管理、葬儀、相続など、終活の内容は様々ありますが、その「終活」を支援（サポート）することを「エンディングサポート」といいます。



終活の内容は人それぞれ。ご自身の希望に沿った終活を！

神奈川県弁護士会法律相談センターマスコットキャラクター
みみん

弁護士にどのような相談ができるの？

「終活」に関する各種の法的な問題、具体的には、遺言書作成、相続対策、任意後見契約、財産管理などのアドバイスはもちろんのこと、葬儀や自宅の片付けといった死後の事務の委任契約に関する相談もできます。

詳しくは、裏面を御覧下さい。

神奈川県弁護士会総合法律相談センターマスコットキャラクター



のるん

お申込・お問い合わせ先

神奈川県弁護士会 関内(本部)法律相談センター

TEL 045-211-7700

(受付 月～金 午前9時30分～午後5時)

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会館1階

法律相談までの流れ



エンディングサポートに関する法律相談の事業要綱

相談対象	遺言書作成、相続対策、任意後見契約、財産管理など、人生の最期を迎えるにあたり必要となる法律上の問題
内容及び条件	法律問題に関する相談であること
紹介弁護士	弁護士会が相談を担当する弁護士1名をご紹介します。 原則として、申し込みから1週間以内に担当弁護士から連絡が入ります。 具体的な相談日はその際ご調整ください。 ※申込内容や申込状況により1週間以内のご連絡ができない場合もございます。
相談時間	30分（相談時間の延長や継続相談は担当弁護士とご相談ください。）
相談料	初回30分以内無料（弁護士事務所等での相談） ※出張を希望する場合には、相談料とは別に出張日当として5,000円をいただきます。 ※出張日当は、相談時に担当弁護士に直接お支払いください。
相談場所	原則として弁護士事務所で開催いたします。 ただし、弁護士事務所へ来所することが難しい場合は、弁護士会が相当であると認めた場合には、出張相談も可能です。
紹介できない場合	<ul style="list-style-type: none"> ●反社会的な個人からの申込みの場合（暴力団関係者など） ●違法な事業その他公序良俗に反する事業を行っている個人からの申込みの場合（悪徳商法など） ●風営法上の性風俗関連特殊営業を行っている個人からの申込みの場合 ●申込者が過去に禁錮以上の刑の言い渡しを受け、その効力が消滅していない場合 ●その他神奈川県弁護士会法律相談センターにおいて、派遣相談によるリーガルサービスの浸透を推進しようとの本制度の趣旨・目的に反し弁護士を派遣することが不相当と判断した場合
申込方法	お申込：神奈川県弁護士会関内（本部）法律相談センター 電 話：045-211-7700 受付時間：平日 午前9時30分～午後5時 ※受付の際、エンディングサポートの相談申込である旨、お伝えください。